

## 災害対策本部の役割

---

阪本真由美

### ■災害対策本部とは

災害が発生する、あるいは発生するおそれがあるときに、行政が組織ぐるみで災害対応を迅速かつ強力にすすめるために、災害対策本部が設置されます。大きな災害が起こると、電気・水道・通信網・道路などのライフラインが断絶した状況のなか、余震・事故による二次的被害の拡大を軽減し、避難所で生活する被災者へ緊急支援物資を提供しなければならないというように、平常時とは異なる業務が次々と発生します。災害対策本部を設置することにより、組織体制を平常時の体制から災害対応体制へと切り替え、組織が一丸となり全庁で対応します。また、災害対策に関する情報を災害対策本部に一元的に集約し、迅速な意思決定を行います。

### ■地方自治体の災害対策本部

災害が発生したときに、地域と住民の命、体、財産を守る役割を担うのが県や市町村などの地方自治体です。災害が発生する、あるいは発生するおそれがあるときには、知事または市町村長により災害対策本部が設置されます。災害対策本部の構成・業務内容は、地域防災計画に定められています。災害対策本部は、災害対策本部長、副本部長、本部員から構成され、本部長は、知事・市町村長が、副本部長、本部員は、知事または市町村長が任命する職員により構成されることになっています。また、本部長を補佐するとともに、災害対応に関する意思決定を迅速かつ的確に行うために専任スタッフとして危機管理監などのポストをおいている自治体もあります。危機管理監が部長級より上（特別職相当）の場合は、各部署長に対して指示を出しやすく、円滑に災害対応を行うことができます。

災害対策本部の中心となり、災害対策に関する業務全般を総括するのが災害対策本部事務局です。災害対策本部事務局は、防災・危機管理部局が対応することになっています。地域防災計画では、災害対策本部事務局の業務として、災害対策本部・本部会議に関すること、情報のとりまとめ、防災関係機関との

連絡調整，防災対策実施の総括などが挙げられています。災害対策本部事務局には，各部署，関係機関からの連絡担当者（リエゾン）が配置され，自部署・組織との連絡調整にあたります。

災害対応に関するさまざまな事項を検討して，災害対応の戦略を総合的に決定する場が，災害対策本部会議です。災害対策

本部会議は，本部長，副本部長，本部員から構成されます。災害対策本部会議は，災害対応を迅速にすすめるうえでも重要なものですが，本部員が被害状況を報告するだけでは効果的ではありません。各部署が直面している課題を共有するとともに，共通の災害対応の目標を設定し，それに向けて誰がどのように取り組むのかを調整する場として機能させる必要があります。

## ■国の災害対策本部

災害の規模が大きく，地方自治体では対応が難しいときには，国の災害対策本部が設置されます。国の災害対策本部は，災害の規模や状況に応じて「非常災害対策本部」「緊急災害対策本部」が設置されます。

非常災害対策本部の本部長は，国務大臣が務め，副本部長，本部員は，内閣官房あるいは，指定行政機関の職員・指定地方行政機関の長などから内閣総理大臣が任命します。

緊急災害対策本部は，国としての総力を結集しなければならないほど激甚な被害をもたらす災害が起こった際に設置されます。内閣総理大臣が本部長に，各国務大臣が本部員を務め，政府が一体となって災害対応を行います。緊急対策本部は，1995年1月17日の阪神・淡路大震災後を受けて設置が定められたものであり，阪神・淡路大震災，東日本大震災において設置されました。非常災害対策本部は内閣府に，緊急災害対策本部は首相官邸に設置されることになっています。阪神・淡路大震災時には，東京では，情報の収集・集約，地方自治体との連絡が困難でした。そのため，状況に応じて，地方自治体との連絡調

写真 東日本大震災時の宮城県災害対策本部事務局



出典：人と防災未来センター

整、被災地の情報集約などを目的に、被災地に現地対策本部が設置されることがあります。2011年3月11日の東日本大震災では、岩手県・宮城県・福島県の3県に緊急災害現地対策本部が設置されました。なお、国の災害対策に関する業務を管轄しているのが内閣府防災担当です。内閣府は、2001年の国の行政機能改革により新たに設置され、災害対応に関する総合調整を行いません。

災害対策本部は災害発生直後の応急対応のために設置されますが、災害対応のフェーズの移行とともにその役割は災害復旧・復興本部へと移ります。どのタイミングで災害復旧・復興本部を設置し、どのように業務を移行させるのかを事前に検討しておく必要があります。

### ■迅速な災害対応のために

災害対策本部は、迅速な災害対応を行うためには不可欠な仕組みです。しかしながら、近年起こった災害では、以下のような課題も示されています。

第1に、災害対応を想定した人材育成が行われていない点です。地方自治体の職員は平常時の業務に加えて、災害時の業務という2つのミッションをもっているはずですが、このことが十分に周知されていません。災害対応を念頭に職員の人材育成を充実させる必要があります。

第2に、災害対応のための組織体制が十分に検討されていない点です。災害時には、避難所、物資など、通常の行政業務にはない業務が多数発生します。それにもかかわらず、災害対応業務についても通常の部局編成のまま行くと、特定の部局に過度の業務が集中し、業務が停滞しかねません。災害時に発生する業務に応じた体制を構築しておくとともに、災害発生後は災害対策本部会議を効果的に活用して柔軟に部局体制を見直す必要があります。

第3に、災害時の職員の勤務体制が検討されていない点です。大規模災害の場合は、災害対応も長期化します。東日本大震災の時、宮城県では24時間勤務体制が3ヶ月間続きました。そのため、長期化する業務に備え職員の勤務体制を検討する必要があります。

災害対策本部は、迅速かつ確かな災害対応を行うための仕組みです。そのような仕組みを効果的に活用するための体制づくりや人材育成を事前に検討しておくとともに、実践的な訓練を積み重ねることが大切です。